

『長洲町大学生等生活支援給付金』FAQ

No	質問	回答
1	対象となる学校種別はどのようなものですか。	・大学、専門職大学、専門職短期大学、大学院、短期大学、高等専門学校専攻科、専修学校（専門課程）などです。
2	大学入学にあたり町外へ転出しましたが、対象となるのか。	令和8年1月1日時点において、保護者の方が長洲町に住民登録されている場合は、給付金の「 対象 」となります。
3	会社に在籍しながら大学に通学しているが、対象となるのか。	次の雇用形態（正規雇用）に 全て該当 する場合は、「 対象外 」となります。 ①期間の定めのない労働契約を締結している。 ②所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じである。 ③同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている。
4	大学入学を目指し予備校に通っているが、対象となるのか。	「 対象 」となります。学生証等の写しをご提出ください。
5	大学入学を目指しているが、予備校には通っていない。対象となるのか。	「 対象 」となります。受験票や受験申込等の写しをご提出ください。
6	公務員を目指して、公務員専門学校に通学している。対象となるのか。	「 対象 」となります。学生証等の写しをご提出ください。
7	公務員を目指して、自宅学習しているが、対象となるのか。	「 対象外 」となります。
8	大学卒業後、自宅で就職浪人しているが、対象となるのか。	「 対象外 」となります。
9	現在、海外へ留学しているが、留学生は対象になるのか。	「 対象 」となります。留学に係る書類の写しをご提出ください。
10	現在、大学を休学しているが、対象となるのか。	「 対象 」となります。休学に係る書類の写しや、学生証等の写しをご提出ください。
11	科目履修生であるが、対象となるのか。	科目等履修生、聴講生、研究生、選科生その他正規の学生以外の方は「 対象外 」となります。